

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施体制の確保等について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）に係る研修修了要件については、その内容等を「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知。以下「研修通知」という。）により通知するとともに、その適用時期については「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和2年7月30日付け府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「処遇改善等加算通知」という。）において「令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を目指す」としてきたところです。

この研修修了要件の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症が加算Ⅱに係る研修の実施や受講に影響を与えており、「令和2年の地方分権改革に関する提案募集」においても研修修了要件の適用時期の延期について要望が出されたことを踏まえ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において「研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る」とされました。

これを踏まえ、令和2年度末の加算Ⅱに係る研修の修了状況等について調査を行ったところ、研修修了要件を満たしている者が、副主任保育士、中核リーダー及び専門リーダー（以下「副主任保育士等」という。）で2割から3割、職務分野別リーダー及び若手リーダー（以下「職務分野別リーダー等」という。）で3割から5割となっており、また、研修の実施状況についても幼稚園・認定こども園に係る研修の実施主体としての認定を行っていない加算認定自治体（加算の認定を行う都道府県、指定都市、中核市又は都道府県知事と

の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。)が6割を超えているなど、研修の修了及びそのための研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にあることが明らかとなりました。(別添1参照)

このため、地方自治体における研修実施体制の構築には一定の期間を要することも踏まえ、今般研修通知を改正し、研修修了要件の適用時期の取扱いについては、

- ・令和4年度からの必須化は行わず、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダー等については令和6年度から研修修了要件を適用することとし、
- ・その上で、副主任保育士等については研修修了要件を段階的に適用し、具体的には、初年度(令和5年度)に求める研修修了数は、保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)にあつては1分野以上、幼稚園及び認定こども園にあつては15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度、保育所等にあつては1分野、幼稚園及び認定こども園にあつては15時間ずつ必要となる研修修了数を引き上げる

こととしました。

これを踏まえ、今後、研修修了要件の適用に向け加算Ⅱに係る研修実施体制の確保等に当たって留意いただきたい点について以下のとおりまとめましたのでお知らせいたします。各都道府県においては内容について御了知いただき研修実施体制の確保に取り組むとともに、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)についても周知いただき、事務に遺漏のないよう配意願います。

記

1. 研修実施体制の確保について

(1) 保育所等に係る研修について

ア 加算Ⅱの研修修了要件の円滑な適用開始に際しては、地域において十分な量の研修が実施されていることが重要であるが、都道府県は、加算Ⅱに係る研修が、保育に関わる職員の専門性の向上の資するものとして、保育所等の副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーに限らず認定こども園や公立の保育所の職員も含めた幅広い者が受講するものであることを考慮して、研修実施体制の整備を行うこと。

イ 市町村は、保育所等から、加算Ⅱの賃金改善計画書・賃金改善実績報告書と併せて副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーの研修修了状況を徴して地域の研修修了状況を把握するとともに、各種加算の認定時に研修の受講希望を確認することや過去の研修の申し込み状況等を考慮すること等により研修必要量の把握を行い、当該情報を都道府県との間で共有を図ること。

ウ 研修の受講に当たっては地理的な要因が制約となることもあることから、都道府県は、研修実施体制の整備に当たって地理的要因や保育所等の分布等を考慮して都道府県内を複数の地域に区分けし、各地域において十分な研修が提供されるよう、地域ごとに研修必要量を見込んだ上でeラーニングによる実施も含めて適切な研修実施体制の整備に取り組むこと。

エ 保育士等キャリアアップ研修に係る実施計画（「保育士等キャリアアップ研修の実実施計画等について」（平成 30 年 5 月 2 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づく研修実施計画）については、令和 3 年度までの計画を策定することとされているところであるが、研修修了要件の適用時期が延期されたことを踏まえ、研修修了要件が完全に適用される令和 8 年度までについても策定することとし、都道府県は、策定に当たり、研修実施量に加えて各年度における研修必要量を記載すること。策定に当たっての留意事項及び策定結果の報告については、別途、厚生労働省子ども家庭局保育課から発出する事務連絡を参照すること。

なお、研修修了要件が令和 5 年度から段階的に適用されることから、研修実施計画については、令和 3 年度において各地域の状況の把握を行った上で見直しを行い、令和 4 年度の研修実施体制に反映することを想定していること。

オ 特定の年度に研修の受講希望が集中するなど、安定的な研修実施体制の整備が困難な場合には、令和 5 年度からの研修修了要件の段階的な実施に対応可能な研修実施量を確保した上で、保育関係団体等と調整を行いながら各年度における研修実施量について平準化することが考えられること。また、結果的に特定の年度において研修実施量が不足した場合には、研修要件を満たしていない副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーを優先的に受講対象とすることも考えられること。

（2）幼稚園及び認定こども園に係る研修について

ア 研修実施主体の認定に係る見直しについて

今般の研修通知の改正では、同一都道府県内に所在する市町村ごとに研修実施主体の認定状況が異なることがないようにするとともに、幼稚園及び認定こども園関係団体による申請手続の簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する観点や、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、幼稚園教諭の人材確保及び研修の提供については都道府県の担当すべき事項とされていること等も踏まえ、

- ① 令和 4 年度より、幼稚園・認定こども園関係団体等の研修実施主体としての認定に関する事務について、都道府県に一本化して実施することとし、令和 3 年度までに都道府県が研修実施主体として認定した主体については、令和 4 年度以降において都道府県以外の加算認定自治体も含む当該都道府県に所在する全ての幼稚園又は認定こども園の研修実施主体として認定されたものとして扱うとともに、
- ② 令和 3 年度までに都道府県以外の加算認定自治体が研修実施主体として認定した主体については、令和 4 年度以降において当該加算認定自治体が所在する都道府県から研修実施主体として認定されていない場合、引き続き、当該加算認定自治体に所在する幼稚園又は認定こども園の研修実施主体としてのみ認定され

たものとして扱う

こととしていること。このため、都道府県においては、研修実施主体の認定を行った際には、速やかに域内の加算認定自治体である市町村に対して周知を図られたいこと。

なお、同一都道府県内に所在する市町村ごとに研修実施主体の認定状況が異なることがないようにする観点から、都道府県は、②により引き続き、都道府県以外の加算認定自治体に所在する幼稚園又は認定こども園の研修実施主体としてのみ認定されたものとして扱われる主体に対して、研修実施主体としての認定の申請を促す等の対応を取ることが望ましいこと。

イ 研修実施主体の積極的な認定について

(ア) 研修実施主体の認定について

幼稚園及び認定こども園における加算Ⅱに係る研修については、①都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）、②関係団体のうち都道府県が適当と認めた者、③大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）、④その他都道府県が適当と認めた者が行う、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修及び⑤幼稚園又は認定こども園が企画・実施する園内における研修としている。

これは、新たな研修の枠組みを作る趣旨ではなく、職員の専門性の向上に関する研修として従来から現場において活用されてきた下記のような様々な研修を幅広く対象とすることを想定していること。

このため、研修実施主体の認定に当たっては、過去の活動実績や研修実施体制等を勘案した上で、研修実施主体として不適切と考えられるもの以外については全ての主体を認定すべきであり、都道府県の判断により特定の主体や類型の研修に限定する等の対応を行うことは適当ではないこと。

<研修の例>

- ・ 経験年数に着目した研修（3年目研修、5年目研修、10年目研修など）
- ・ 役職に着目した研修（主任研修、リーダー教員研修など）
- ・ 広く一般職員を対象とした公募型の研修
- ・ 免許状更新講習
- ・ 免許法認定講習（一種免許状への上進を行う場合など）
- ・ 保育士等キャリアアップ研修（乳児保育分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修及び保育実践研修を除く）

また、管内に所在する関係団体のみならず、全国的または広域的に活動し研修を行う団体（以下「全国団体等」という。）についても、研修通知に定める要件を満たすものは研修実施団体として認定することが基本であり、全国団体等の所在地や主な活動場所のみをもって、都道府県間で取扱いに差を設けることは適当でないこと。

なお、研修実施主体の認定に際し、全国団体等とそれに連なる加盟団体が共通

の枠組みで研修を行っている場合は、加盟団体ごとに申請・認定を行う必要はなく、全国団体等において、加盟団体分も含めた連名の申請書を作成し、全国団体等から一括して申請することが可能であり、この場合、申請内容が適切であれば申請書に記載された団体全てを一括して認定することが可能である旨を「処遇改善等加算Ⅱ 研修受講要件に係るFAQ」において示しているので留意すること。また、一括申請された団体のうち、どの団体を研修実施主体として認定したかについては、認定時に一括申請した全国団体等に対して示すこと。

(イ) 研修実施主体の認定に係る申請について

研修実施主体の認定に係る申請様式については「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園）の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について」（令和元年11月11日付け内閣府子ども・子育て本部参事官付及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課連名事務連絡。別添2参照）により統一様式を示すとともに、特段の事情により別の様式を用いる場合であっても、①統一様式をベースとし、可能な限り簡素なものとすることや、②全国的もしくは広域的に研修を実施している主体から統一様式による申請があった場合には、一度受理した上で、不足している情報のみ追加で求めることなどの配慮をお願いしているところであるので留意すること。

ウ 研修修了状況の把握等について

加算認定自治体は、管内の幼稚園及び認定こども園から、加算Ⅱの賃金改善計画書・賃金改善実績報告書と併せて中核リーダー、専門リーダー及び若手リーダーの研修修了状況を徴して地域の研修修了状況を把握するとともに、当該情報について都道府県と市町村間で共有を図ること。

また、その結果、研修修了状況が低調な地域がある場合には、当該地域を対象とした研修の実施を研修実施主体に働きかけることや、認定を受けていない関係団体に認定申請を働きかけるなどの対応を行うことが考えられること。

エ 研修修了の証明の取扱いについて

研修実施主体としての認定は、認定を行った都道府県の域内においてのみ有効となること。

一方で、加算認定自治体により加算Ⅱに係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱うこと。

また、イ（ア）②又は④の主体が実施する研修に関して、加算Ⅱに係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該修了の証明を発行した主体を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能であること。

2. eラーニングの活用も含めた多様な研修方法を通じた研修機会の確保等について

(1) 加算Ⅱにおいては加算対象職員について研修の修了を要件とし、令和5年度から段階的に適用することとしているが、都市部において集合型研修を実施することとした場合、交通手段等の地理的な要因により参加が難しい島しょ部や中山間地域等の施設等や、週6日・1日11時間開所のため一度に多くの職員を派遣することが難しい保育所等、幼稚園及び認定こども園においては、職員に対する十分な研修機会の確保が困難となる場合が想定されること。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、集合型研修のみでは都市部においても十分な研修の実施が困難となることも考えられることから、eラーニングによる研修の実施について積極的に取り組むこと。

(2) 保育士等キャリアアップ研修をeラーニングにより実施する場合には、eラーニングの実施に際しての留意点等について「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法等について」（平成31年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。別添3参照）において示すとともに、「マネジメント研修に係る研修映像及びガイドブック」を送付しているので参考とされたいこと。

なお、当該留意点等については、幼稚園及び認定こども園に係る研修においても参考とすることが可能なものであることから、これらの分野における研修においても必要に応じて活用すること。

(3) 研修実施主体の体制や施設等の環境・意向等により、eラーニングによる研修の実施や受講が困難な場合も考えられるが、集合型研修により研修を行う場合には、施設等の職員に十分な研修の機会が確保されるよう、研修の実施場所や時間帯、開催頻度について配慮すること。

(4) なお、研修機会の確保に当たっては、

- ・ 保育所等に係る研修については、厚生労働省が令和3年度においても令和2年度第3次補正予算の繰越しにより実施している、都道府県等が研修をeラーニングで行うために必要となる基盤整備や教材作成等に要する費用に対する補助（保育所等におけるICT化推進事業。別添4参照）を活用すること、
- ・ 幼稚園及び認定こども園に係る研修については、文部科学省における教育支援体制整備事業費交付金（別添5参照）を活用すること、夏季休業等の長期休業期間を活用して研修を集中的に行うこと

といった対応も考えられることから、地域の実情も踏まえつつ、関係団体や研修実施主体と調整を行いながら十分な研修機会の確保に努めること。